

## 平成 23 年度第 1 回工事担任者試験のお知らせ（重要）

「平成 23 年 3 月 31 日（木）」現在

東北地方太平洋沖地震により被災されました皆様に  
心からお見舞い申し申し上げます。

5 月 22 日（日）に予定しています平成 23 年度第 1 回工事担任者試験につきしては、予定通り実施いたします。

なお、東北地方太平洋沖地震の影響により受験できない場合の措置（次回への振替、受験地変更、試験手数料返金等）につきましては詳細が決まり次第公表いたします。

また、平成 23 年 3 月 18 日現在、内閣府総務省から被災者のみなさまに対しましてお知らせがありました。

そのことにつきまして当電気通信国家試験センターが実施いたします電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の資格者証の交付申請期間延長について別途告示予定となっておりますが、概要は別紙のとおりです。

\*受験関係の情報につきましては、当電気通信国家試験センターの HP 上にその都度、掲載しますので随時ご覧くだされば幸いです。

【本件に関するお問い合わせ先】

電気通信国家試験センター

電話：03-5907-6556、

03-5907-5134

F A X：03-5974-0096

メール：[shiken@dekyo.or.jp](mailto:shiken@dekyo.or.jp)

<http://www.shiken.dekyo.or.jp>

別紙

内閣府  
総務省

平成23年3月18日現在

被災者のみなさまへ

東北地方太平洋沖地震による災害は、  
特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

これにより、以下の措置が講じられます。  
存続期間(有効期間)が延長される許認可等一覧

総務省(告示予定)

- 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請期間の延長
- 工事担任者資格者証の交付の申請期間の延長

- ※ 延長後の満了日は、平成23年8月31日までとなっています。
- ※ 対象地域は、災害救助法が適用された市町村となっています。
- ※ 対象項目につきましては、電気通信国家試験関係のみ掲載し他省庁等の事項につきましては割愛させて頂きました。

【災害救助法が適用された市町村】(平成23年3月18日現在)

岩手県、宮城県及び福島県の全域並びに青森県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県のそれぞれ一部地域が含まれます。